

- ④ 準則案では、適正な経営成績を開示するという観点から、収支計算書から損益計算を重視した事業収支計算書を提案し、すべての償却資産につき減価償却をすることを提案している。しかし、建物を償却している授産施設は現実にはなく、その70%は補助金取得で、すでに投下資金は回収されている。そこで建物の償却費は計上しなくともよいことにしている。ただし、自己取得分は償却の余地がある。

(2) モデル授産施設の会計システムの現状 (1)

○ 該当    △ 一部該当    × 該当せず

体系・表示・処理の 多様性	法人別 施設数	1 (3)	2 (9)	3 (4)	4 (4)	5 (4)	6 (1)	7 (4)	8 (2)	9 (3)
<b>1 会計の原則 (財政状態・経営成績)</b>										
①-1 固定資産区分:										
固定資産物品一括計上		×	×	×	×	○	○	○	○	○
勘定科目別計上		○	○	○	○	×	×	×	×	×
①-2 経営成績: 収支計算 (現金主義)										
損益計算 (発生主義)		○	○	○	×	△	×	×	×	×
施設:収支、授産:損益		×	×	×	×	○	×	×	×	×
<b>2 法人事業報告 (経営成績の形態)</b>										
②-1 報告書タイトル: 収支計算書										
事業収支計算書		○	×	×	×	×	×	×	×	×
損益計算書		×	○	○	×	×	×	×	×	×
②-2 報告形式: 勘定式 (事業収支)										
報告式		○	○	○	○	×	×	×	×	×
<b>3 混合型・同一作業型の複数施設における合算事業報告:</b>										
施設別にすべて個別作成		○	×	○	×	○	○	×	×	×
1 貸借対照表・個別収支計算書		×	×	×	×	×	×	×	×	×
1 貸借対照表・合算収支計算書		×	○	×	×	×	×	×	×	×
施設会計は同上、		×	×	×	○	△	×	○	×	×
授産会計は収支(損益)合算		×	×	×	×	×	○	×	○	○
混合型・同一作業型施設なし		×	×	×	×	×	○	×	○	○
<b>4 同一施設内会計単位</b>										
④-1 法人総合会計:										
貸借対照表と財産目録のみ		×	×	×	×	×	○	×	×	×
同上に加え収支計算書(損益計算書も含む)も作成		○	○	○	○	○	×	○	○	○
④-2 本部・施設・授産会計:										
3 会計単位 (本部・施設・授産)		×	×	×	○	○	○	○	○	×
2 会計単位 (施設・授産合算)		○	○	○	×	×	×	×	×	○
2 会計単位(本部・施設合算)		×	×	×	×	×	×	×	×	×

モデル産施設の会計システムの現状（２）

○ 該当      △ 一部該当      × 該当せず

体系・表示・処理の 多様性	法人別 施設数	1 (3)	2 (9)	3 (4)	4 (4)	5 (4)	6 (1)	7 (4)	8 (2)	9 (3)
<b>5 会計単位間の資金移動</b>										
⑤-1 本部・授産会計間の資金移動原因: 本部借入返済分の本部への移動		×	×	×	×	×	×	○	○	×
授産収益事業余剰の本部移動		○	×	○	○	○	×	×	×	×
授産収益事業における資金不足 を本部から移動		○	○	×	○	○	×	×	×	×
⑤-2 本部から複数施設への資金移動する 際の貸借勘定の設定の仕方: 本部では個別施設貸借勘定設定		○	○	×	○	○	○	○	○	×
本部では一括貸借勘定設定		×	×	○	×	×	×	×	×	×
⑤-3 本部と他の会計単位間貸借勘定 の貸借対照表上の表示場所: 流動資産・流動負債のみ活用		○	×	○	○	×	○	○	○	×
同上に加え固定資産・固定負債 も活用		×	○	×	×	○	×	×	×	×
⑤-4 授産会計から施設会計への資金 移動：移動あり		×	×	×	○	×	×	×	×	×
<b>6 固定資産の減価償却</b>										
⑥-1 建物の償却: 全く償却せず、現在価値と乖離		○	○	○	○	○	○	○	○	○
自己資金・借入取得分のみ償却		×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑥-2 建物に含める勘定科目: 建物のみ		○	○	○	○	×	○	○	○	○
建物付属設備含む		×	×	×	×	○	×	×	×	×
構築物含む		×	×	×	×	×	×	×	×	×
⑥-3 機械装置・車輛・什器備品の償却: 全く償却せず		×	×	×	×	×	○	○	△	○
自己資金・借入取得分は償却		○	○	○	○	○	×	×	×	×
補助金・寄付取得分も償却		○	○	×	×	○	×	×	×	×
⑥-4 償却している場合の償却方法 法人税法にもとづく定額法		○	×	×	○	○	×	×	×	×
法人税法にもとづく定率法		×	×	○	×	×	×	×	×	×
科目により定率法又は定額法 を適用		×	○	×	×	×	×	×	○	×
現実は収益状況によって任意		×	×	×	×	×	×	×	×	×

モデル授産施設の会計システムの現状 (3)

○ 該当    △ 一部該当    × 該当せず

体系・表示・処理の 多様性	法人別 施設数	1 (3)	2 (9)	3 (4)	4 (4)	5 (4)	6 (1)	7 (4)	8 (2)	9 (3)
7 有形固定資産の本部会計・授産会計への区分計上										
⑦-1 土地・建物の扱い：										
土地建物を本部会計計上		△	○	○	○	○	○	○	○	○
授産会計に建物を区分計上		○	×	×	×	×	×	×	×	×
⑦-2 機械装置・車輛・什器備品の扱い										
本部会計のみに計上		×	×	×	○	×	×	×	×	×
一部授産会計に計上		×	×	×	△	×	×	×	×	○
使用授産会計に計上		○	○	○	×	○	○	○	○	×
⑦-3 補助金による固定資産取得の処理										
特別会計経由で本部会計へ		○	○	○	×	○	○	×	○	○
特別会計経由で使用会計単位へ		○	×	○	×	○	×	○	○	×
使用会計単位で建設仮勘定処理		×	○	×	○	×	×	×	×	×
本部会計単位で建設仮勘定処理		×	×	×	○	×	×	×	×	×
8 基金「基本財産基金」「運用財産基金」の性格										
⑧-1 基金と固定資産の関係：										
固定資産と基金とが一致		×	×	×	○	○	○	○	○	○
基金は補助金と一致		○	○	○	×	×	×	×	×	×
少額補助金収入は圧縮損と相殺		×	○	×	×	×	×	×	×	×
⑧-2 基金の内訳										
基本財産基金・運用財産基金区分		×	×	×	○	○	○	○	○	○
基金（法人基金）一本で表示		○	○	○	×	×	×	×	×	×
基本財産基金は土地建物と一致		×	×	×	×	○	○	×	△	△
基本財産基金は土地のみ		×	×	×	○	×	×	×	×	×
⑧-3 固定資産価値減価と基金の関係：										
固定資産償却で基金を減額する		×	×	×	×	×	×	×	×	×
固定資産償却で基金を減額せず		○	○	○	○	○	○	×	○	○
固定資産廃棄処理で基金も減額		○	○	○	○	○	○	○	×	×
固定資産廃棄処理で 基金減額せず		×	×	×	×	×	×	×	○	○

モデル授産施設の会計システムの現状（４）

○ 該当      △ 一部該当      × 該当せず

体系・表示・処理の 多様性	法人別 施設数	1 (3)	2 (9)	3 (4)	4 (4)	5 (4)	6 (1)	7 (4)	8 (2)	9 (3)
<b>9 費用の適性な期間帰属</b>										
⑨-1 人件費引当金の計上あり		×	×	○	×	×	×	○	○	○
⑨-2 修繕引当金の計上あり		○	×	○	×	×	×	○	○	○
⑨-3 備品等購入引当金の計上あり		○	×	×	×	×	×	○	○	○
⑨-4 職員等退職掛金に対する退職引当 掛金の100%引当		○	○	○	×	○	×	○	×	×
掛金の100%未満		×	×	×	×	×	×	×	×	×
引当金の計上なし		×	×	×	○	×	○	×	○	○
⑨-5 債権の貸倒引当：										
不良債権あり		○	○	×	×	×	×	○	×	○
引当金計上あり		×	×	×	×	×	×	○	○	×
引当金計上なし		○	○	○	○	○	○	×	×	○
⑨-6 職員賞与未払：										
未払い計上あり		×	○	×	×	×	×	×	×	△
未払い計上なし		○	×	○	○	○	○	○	○	×
<b>10 積立金・繰越金の計上・性格</b>										
⑩-1 建設積立金の計上あり		×	×	×	○	×	×	×	○	×
⑩-2 固定負債積立金（長期借入 見合い）の計上あり		×	×	×	○	○	○	○	×	○
⑩-3 その他の積立金の計上あり		×	×	○	×	○	×	○	○	×
⑩-4 繰越金（又は剰余金）処分計算書:										
施設別に処分計算書あり		○	○	×	○	×	×	×	×	×
本部会計に処分計算書あり		○	○	×	×	×	×	×	×	×
法人(総合)に処分計算書あり		×	×	○	×	×	×	×	×	×
処分計算書なし		×	×	×	×	○	○	○	○	○
<b>11 製造原価報告書の作成</b>										
⑪-1 製造原価報告書別途作成		○	○	○	×	×	×	×	×	×
収支計算書（損益計算書）上 で作成		×	×	×	○	○	○	△	×	×

モデル授産施設の会計システムの現状(1)

○ 該当 △ 一部該当 × 該当せず

体系・表示・処理の 多様性	法人別 施設数	10 (5)	11 (1)	12 (1)	13 (2)	14 (1)	15 (3)	16 (3)	17 (4)	18 (2)
<b>1 会計の原則 (財政状態・経営成績)</b>										
① -1 固定資産区分:										
固定資産物品一括計上		×	×	○		○	○	○	○	○
勘定科目別計上		○	○	×		×	×	×	×	×
①-2 経営成績: 収支計算 (現金主義)										
損益計算 (発生主義)		×	×	×		×	×	×	×	×
施設:収支、授産:損益		○	○	×		×	△	△	△	△
<b>2 法人事業報告 (経営成績の形態)</b>										
②-1 報告書タイトル: 収支計算書										
事業収支計算書		×	×	×		×	×	×	×	×
損益計算書		×	×	×		×	×	×	×	×
②-2 報告形式: 勘定式 (事業収支)										
報告式		×	○	×		×	×	×	×	×
<b>3 混合型・同一作業型の複数施設における合算事業報告:</b>										
施設別にすべて個別作成		×	×	×		×	○	×	×	×
1 貸借対照表・個別収支計算書		×	×	×		×	○	×	×	×
1 貸借対照表・合算収支計算書		×	×	×		×	×	×	×	×
施設会計は同上、 授産会計は収支(損益)合算		○	×	×		×	×	×	×	×
混合型・同一作業型施設なし		×	○	○		○	×	○	○	○
<b>4 同一施設内会計単位</b>										
④-1 法人総合会計:										
貸借対照表と財産目録のみ		×	×	×		×	×	△	○	△
同上に加え収支計算書(損益計 算書も含む)も作成		○	○	○		○	×	×	×	×
④-2 本部・施設・授産会計:										
3 会計単位 (本部・施設・授産)		○	×	○		×	×	○	○	○
2 会計単位 (施設・授産合算)		×	○	×		×	○	×	×	×
2 会計単位(本部・施設合算)		×	×	×		×	×	×	×	×
2 会計単位(授産会計を特別会計)		×	×	×		○	×	×	×	×

(注)法人 13 番は、有限会社から福祉工場へ転換を図ったため、有限会社の財務諸表しか実績がないので、現状では該当の回答ができない。今期から新経理規程(案)で作成予定。以下同じ。

法人 14 番は、第 2 種精神授産施設のため、措置費がなく、補助金収入で引当て計上が認められない。以下同じ

モデル授産施設の会計システムの現状(2)

○ 該当      △ 一部該当      × 該当せず

体系・表示・処理の 多様性	法人別 施設数	10 (5)	11 (1)	12 (1)	13 (2)	14 (1)	15 (3)	16 (3)	17 (4)	18 (2)
<b>5 会計単位間の資金移動</b>										
⑤-1 本部・授産会計間の資金移動原因: 本部借入返済分の本部への移動 授産収益事業余剰の本部移動 授産収益事業における資金不足 を本部から移動		○ × △	× △ △	○ × ×		なし	× × ×	○ ○ ○	× ○ ○	× △ ○
⑤-2 本部から複数施設への資金移動する際の貸借勘定の設定の仕方: 本部では個別施設貸借勘定設定 本部では一括貸借勘定設定		× ○	○ ×	なし		なし	× ×	× ○	× ○	× ×
⑤-3 本部と他の会計単位間貸借勘定の貸借対照表上の表示場所: 流動資産・流動負債のみ活用 同上に加え固定資産・固定負債も活用		○ ×	△ △	なし		なし	× ×	○ ×	○ ×	× ×
⑤-4 授産会計から施設会計への資金移動: 移動あり		×	×	△			×	○	○	×
<b>6 固定資産の減価償却</b>										
⑥-1 建物の償却: 全く償却せず、現在価値と乖離 自己資金・借入取得分のみ償却		○	× ○ 全部	○		○	○ ×	○ ×	○ ×	○ ×
⑥-2 建物に含める勘定科目: 建物のみ 建物付属設備含む 構築物含む		○ × ×	× ○ ×	○ × ×		× ○ ×	○ × ×	○ × ×	○ × ×	○ × ×
⑥-3 機械装置・車輛・什器備品の償却: 全く償却せず 自己資金・借入取得分は償却 補助金・寄付取得分も償却		○ × ×	× ○ ○	○ × ×		○ × ×	○ × ×	○ × ×	○ × ×	○ × ×
⑥-4 償却している場合の償却方法 法人税法にもとづく定額法 法人税法にもとづく定率法 科目により定率法又は定額法 を適用 現実には収益状況によって任意		該当なし	× × ○ ×	該当なし		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

モデル授産施設の会計システムの現状（3）

○ 該当      △ 一部該当      × 該当せず

体系・表示・処理の 多様性	法人別 施設数	10 (5)	11 (1)	12 (1)	13 (2)	14 (1)	15 (3)	16 (3)	17 (4)	18 (2)
7 有形固定資産の本部会計・授産会計への区分計上										
⑦-1 土地・建物の扱い：										
土地建物を本部会計計上		○	○	○		○	○	○	○	○
授産会計に建物を区分計上		×	×	×		×	×	×	×	×
⑦-2 機械装置・車輛・什器備品の扱い										
本部会計のみに計上		×	×	×		○	×	×	×	×
一部授産会計に計上		×	×	○		×	×	○	○	○
使用授産会計に計上		○	○	×		×	○	△	△	△
⑦-3 補助金による固定資産取得の処理										
特別会計経由で本部会計へ		○	×	○		○	○	○	○	○
特別会計経由で使用会計単位へ		○	○	×		×	○	○	○	○
使用会計単位で建設仮勘定処理		×	×	×		×	×	×	×	×
本部会計単位で建設仮勘定処理		×	×	×		×	×	×	×	×
8 基金「基本財産基金」「運用財産基金」の性格										
⑧-1 基金と固定資産の関係：										
固定資産と基金とが一致		○	△	○		○	○	○	○	○
基金は補助金と一致		×	×	×		×	×	×	×	×
少額補助金収入は圧縮損と相殺		×	×	×		×	×	×	×	×
⑧-2 基金の内訳										
基本財産基金・運用財産基金区分		○	×	○		○	○	○	○	○
基金（法人基金）一本で表示		×	○	×		×	×	×	×	×
基本財産基金は土地建物と一致		○	×	○		○	○	○	○	○
基本財産基金は土地のみ		×	×	×		×	×	×	×	×
⑧-3 固定資産価値減価と基金の関係：										
固定資産償却で基金を減額する		×	×	×		該	×	×	×	×
固定資産償却で基金を減額せず		○	○	×		当	×	×	×	×
固定資産廃棄処理で基金も減額		○	×	×		なし	○	○	○	○
固定資産廃棄処理で 基金減額せず		×	○	○			×	×	×	×

モデル授産施設の会計システムの現状（４）

○ 該当      △ 一部該当      × 該当せず

体系・表示・処理の 多様性	法人別 施設数	10 (5)	11 (1)	12 (1)	13 (2)	14 (1)	15 (3)	16 (3)	17 (4)	18 (2)
<b>9 費用の適性な期間帰属</b>										
⑨-1 人件費引当金の計上あり		○	○	○			×	×	×	○
⑨-2 修繕引当金の計上あり		○	○	○			×	×	△	○
⑨-3 備品等購入引当金の計上あり		○	○	○			×	×	×	○
⑨-4 職員等退職掛金に対する退職引当 掛金の100%引当 掛金の100%未満 引当金の計上なし		○ × ×	○ × ×	× × ○		○	×	×	×	×
⑨-5 債権の貸倒引当： 不良債権あり 引当金計上あり 引当金計上なし		△ ○ ×	○ × ○	× × ×		×	×	×	×	×
⑨-6 職員賞与未払： 未払い計上あり 未払い計上なし		×	○ ×	×		×	×	×	×	×
<b>10 積立金・繰越金の計上・性格</b>										
⑩-1 建設積立金の計上あり		○	×	×		×	×	×	×	×
⑩-2 固定負債積立金（長期借入 見合い）の計上あり		○	×	○		○	○	○	○	○
⑩-3 その他の積立金の計上あり		×	×	×		×	×	×	×	×
⑩-4 繰越金（又は剰余金）処分計算書： 施設別に処分計算書あり 本部会計に処分計算書あり 法人(総合)に処分計算書あり 処分計算書なし		×	×	×		×	×	×	×	×
<b>11 製造原価報告書の作成</b>										
⑪-1 製造原価報告書別途作成 収支計算書（損益計算書）上 で作成		×	○ ×	×		×	×	×	×	×



モデル授産施設の会計システムの現状(1)

○ 該当      △ 一部該当      × 該当せず

体系・表示・処理の 多様性	法人別 施設数	19 (2)	20 (4)	21 (3)	22 (4)	23 (1)				
1 会計の原則 (財政状態・経営成績)										
②-1 固定資産区分:										
固定資産物品一括計上		△	△	○	○	○				
勘定科目別計上		△	△	×	×	×				
①-2 経営成績: 収支計算 (現金主義)										
損益計算 (発生主義)		○	×	○	○	○				
施設:収支、授産:損益		△	△	△	△	△				
2 法人事業報告 (経営成績の形態)										
②-1 報告書タイトル: 収支計算書										
事業収支計算書		×	×	×	×	×				
損益計算書		×	×	×	×	×				
②-2 報告形式: 勘定式 (事業収支)										
報告式		×	○	×	×	×				
3 混合型・同一作業型の複数施設における合算事業報告:										
施設別にすべて個別作成		○	×	×	×	×				
1 貸借対照表・個別収支計算書		×	×	×	×	×				
1 貸借対照表・合算収支計算書		×	×	×	×	×				
施設会計は同上、		×	×	×	×	×				
授産会計は収支(損益)合算		×	×	×	×	×				
混合型・同一作業型施設なし		×	○	○	○	○				
4 同一施設内会計単位										
④-1 法人総合会計:										
貸借対照表と財産目録のみ		×	○	△	△	△				
同上に加え収支計算書(損益計算書も含む)も作成		○	×	○	○	○				
④-2 本部・施設・授産会計:										
3 会計単位 (本部・施設・授産)		○	○	○	○	○				
2 会計単位 (施設・授産合算)		×	×	×	×	×				
2 会計単位(本部・施設合算)		×	×	×	×	×				

モデル授産施設の会計システムの現状（２）

○ 該当      △ 一部該当      × 該当せず

体系・表示・処理の 多様性	法人別 施設数	19 (2)	20 (4)	21 (3)	22 (4)	23 (1)				
<b>5 会計単位間の資金移動</b>										
⑤-1 本部・授産会計間の資金移動原因: 本部借入返済分の本部への移動 授産収益事業余剰の本部移動 授産収益事業における資金不足 を本部から移動										
		△	×	×	○	×				
		○	○	×	×	×				
		×	×	○	×	×				
⑤-2 本部から複数施設への資金移動する際の貸借勘定の設定の仕方: 本部では個別施設貸借勘定設定 本部では一括貸借勘定設定										
		×	×	×	×	×				
		○	○	×	×	×				
⑤-3 本部と他の会計単位間貸借勘定の貸借対照表上の表示場所: 流動資産・流動負債のみ活用 同上加え固定資産・固定負債も活用										
		○	○	×	×	×				
		×	×	×	×	×				
⑤-4 授産会計から施設会計への資金移動: 移動あり										
		×	○	×	×	×				
<b>6 固定資産の減価償却</b>										
⑥-1 建物の償却: 全く償却せず、現在価値と乖離 自己資金・借入取得分のみ償却										
		○	○	○	○	○				
		×	×	×	×	×				
⑥-2 建物に含める勘定科目: 建物のみ 建物付属設備含む 構築物含む										
		○	○	○	○	○				
		×	×	×	×	×				
		×	×	×	×	×				
⑥-3 機械装置・車輛・什器備品の償却: 全く償却せず 自己資金・借入取得分は償却 補助金・寄付取得分も償却										
		○	○	○	○	○				
		×	×	×	×	×				
		×	×	×	×	×				
⑥-4 償却している場合の償却方法 法人税法にもとづく定額法 法人税法にもとづく定率法 科目により定率法又は定額法 を適用 現実には収益状況によって任意										
		該 当 な し	該 当 な し	該 当 な し	該 当 な し	該 当 な し				

モデル授産施設の会計システムの現状（3）

○ 該当    △ 一部該当    × 該当せず

体系・表示・処理の 多様性	法人別 施設数	19 (2)	20 (4)	21 (3)	22 (4)	23 (1)				
<b>7 有形固定資産の本部会計・授産会計への区分計上</b>										
⑦-1 土地・建物の扱い：										
土地建物を本部会計計上										
授産会計に建物を区分計上										
⑦-2 機械装置・車輛・什器備品の扱い										
本部会計のみに計上										
一部授産会計に計上										
使用授産会計に計上										
⑦-3 補助金による固定資産取得の処理										
特別会計経由で本部会計へ										
特別会計経由で使用会計単位へ										
使用会計単位で建設仮勘定処理										
本部会計単位で建設仮勘定処理										
<b>8 基金「基本財産基金」「運用財産基金」の性格</b>										
⑧-1 基金と固定資産の関係：										
固定資産と基金とが一致										
基金は補助金と一致										
少額補助金収入は圧縮損と相殺										
⑧-2 基金の内訳										
基本財産基金・運用財産基金区分										
基金（法人基金）一本で表示										
基本財産基金は土地建物と一致										
基本財産基金は土地のみ										
⑧-3 固定資産価値減価と基金の関係：										
固定資産償却で基金を減額する										
固定資産償却で基金を減額せず										
固定資産廃棄処理で基金も減額										
固定資産廃棄処理で										
基金減額せず										

モデル授産施設の会計システムの現状（４）

○ 該当      △ 一部該当      × 該当せず

体系・表示・処理の 多様性	法人別 施設数	19 (2)	20 (4)	21 (3)	22 (4)	23 (1)				
<b>9 費用の適性な期間帰属</b>										
⑨-1 人件費引当金の計上あり		△	×	○	○	○				
⑨-2 修繕引当金の計上あり		×	×	○	○	○				
⑨-3 備品等購入引当金の計上あり		×	×	○	○	○				
⑨-4 職員等退職掛金に対する退職引当 掛金の100%引当		×	×	×	×	×				
掛金の100%未満		×	×	×	×	×				
引当金の計上なし		○	○	○	○	○				
⑨-5 債権の貸倒引当：										
不良債権あり		×	×	×	×	×				
引当金計上あり		×	×	×	×	×				
引当金計上なし		○	○	○	○	○				
⑨-6 職員賞与未払：										
未払い計上あり		×	×	×	×	×				
未払い計上なし		○	○	○	○	○				
<b>10 積立金・繰越金の計上・性格</b>										
⑩-1 建設積立金の計上あり		×	○	○	×	×				
⑩-2 固定負債積立金（長期借入 見合い）の計上あり		○	○	×	○	○				
⑩-3 その他の積立金の計上あり		×	×	○	○	×				
⑩-4 繰越金（又は剰余金）処分計算書:										
施設別に処分計算書あり		×	×	×	×	×				
本部会計に処分計算書あり		×	×	×	×	×				
法人(総合)に処分計算書あり		×	×	×	×	×				
処分計算書なし		○	○	○	○	○				
<b>11 製造原価報告書の作成</b>										
⑪-1 製造原価報告書別途作成		×	×	×	×	×				
収支計算書（損益計算書）上 で作成		×	×	×	×	×				

## VI 授産施設の収益事業に関する経理規程準則案の骨子

授産施設の収益事業に関する経理規程準則案を策定するにあたり、会計の原則、法人経営業績報告、合算事業報告、同一授産施設内会計単位、会計単位間の資金移動、固定資産の減価償却、機械設備等の授産会計への計上、基本金・基金の性格と内訳、費用の適正な期間帰属、積立金・繰越金の性格と会計、製造原価報告書の作成、経理基準の継続適用、独立第三者による会計監査の導入等について検討する。なお、授産施設を持つ社会福祉法人の基本決算報告体系は、次のようになるが、ここでは授産会計について検討する。

<会計区分>	<会計対象内容>	<主要決算書>
法人（総合）会計	→法人全般の総合会計	→貸借対照表・財産目録・繰越金処分計算書
└ 本部会計	→対外的窓口統括業務会計	→貸借対照表・収支計算書
└ 施設会計	→公的助成の福祉事業会計	→貸借対照表・収支計算書
└ 授産会計	→営利目的の収益事業会計	→貸借対照表・事業収支計算書・製造原価報告書・繰越金処分計算書

社会福祉法人の中に、複数の授産施設を経営している場合には、本部会計は1つで、施設会計と授産会計を各授産施設ごとに複数作成することが原則となる。

### (1) 授産施設の収益事業に関する会計の原則

授産施設の会計は、措置費等の公的助成による福祉事業活動と障害者等の経済的活動の場を提供する収益事業活動を明確に区分開示する。授産施設の収益事業に関する財政状態と経営成績とを明確に示すことが重要である。この場合、次のことを配慮する必要がある。

#### ① 財政状態の明示

授産施設の収益事業会計の財政状態を明示するにあたり、貸借対照表は、資産（流動資産・固定資産）、負債（流動負債・固定負債）、基本金（収益事業基金・積立金・繰越金）に区分する。

固定資産は、土地・建物を除き（本部会計を原則とする）、これを使用している施設及び会計単位で表示する。ただし、建物を授産会計に配賦することが容易な場合には、授産会計で処理することができる。既存経理規程準則では、機械装置・車輛運搬具・什器備品等を「固定資産物品」として一括表示しているが、準則案では形態別に勘定科目を区分明示する。

授産施設の収益事業に関する決算報告書の中の貸借対照表を例示すると、次頁の通りである

貸借対照表 (案)

社会福祉法人〇〇〇

〇〇〇授産会計

平成 年 月 日現在 (単位: )

資産の部		負債及び基本金の部	
科目	金額	科目	金額
<b>I 流動資産</b>		<b>I 流動負債</b>	
1. 現預金	×××	1. 支払手形	×××
2. 受取手形	×××	2. 買掛金	×××
3. 売掛金	×××	3. 短期借入金	×××
4. 有価証券	×××	4. 未払金	×××
5. 商品・製品	×××	5. 未払費用	×××
6. 仕掛品	×××	6. 前受金	×××
7. 原材料	×××	7. 預り金	×××
8. 貯蔵品	×××	8. 修繕引当金	×××
9. 前払費用	×××	9. 本部会計勘定	×××
10. 短期貸付金	×××	10. その他の流動負債	×××
13. 未収入金	×××		
14. 立替金	×××	流動負債計	×××
15. 仮払金	×××		
16. その他の流動資産	×××		
貸倒引当金(△)	××		
流動資産計	×××		
<b>II 固定資産</b>		<b>II 固定負債</b>	
(1) 有形固定資産		1. 長期借入金	×××
1. 建物	×××	2. 長期修繕引当金	×××
2. 建物附属設備	×××	3. 退職給与引当金	×××
3. 構築物	×××	4. その他の固定負債	×××
4. 機械装置	×××		
5. 車輛運搬具	×××	固定負債計	×××
6. 工具器具備品	×××		
7. 建設仮勘定	×××	負債合計	×××
有形固定資産計	×××		
(2) 無形固定資産		<b>III 基本金</b>	
1. 借地権	×××	1. 収益事業基金	×××
2. その他の無形固定資産	×××	2. 積立金	
無形固定資産計	×××	人件費積立金	××
(3) 投資その他資産		設備等整備積立金	××
1. 投資有価証券	××	その他の積立金	××
2. 長期貸付金	××	3. 当期末処分繰越金	××
3. 特定預金	××	(うち当期繰越金)	(××)
4. その他の投資	××		
投資その他資産計	×××	基本金合計	×××
固定資産計	×××		
資産合計	××××	負債・基本金合計	××××

注) 受取手形割引高 ××× 減価償却累計額 ××× 職員等退職準備掛金額 ×××

収益事業に従事する職員（福祉工場の現業職員を含む）の退職準備に関する法人負担の掛金は、法人の管理から離れている。既存準則では貸借対照表上、掛金相当額預り金又は預金と退職給与引当金の両建て計上をしているが、準則案では中止する。ただし、退職準備額の総額を示すために、退職掛金額を脚注表示とする。

補助金と借入との合算により取得した固定資産を基金（基本財産基金・運用財産基金）と同額計上するため、固定負債積立金と固定資産取得のための借入金とが両建て計上され、前者は積立金のマイナス計上となっている。固定資産と基金とを同額で表示管理することを前提にしているために、借入金に相当するマイナス固定負債積立金を計上し、借入金返済の都度固定負債積立金を消去するという複雑な会計処理をするのが既存準則である。

補助金等で取得した建物等は、滅失なきように維持しなければならない財産であり、これを管理し明確に開示することが重要である。これに対して、資産負債の差額が正味（純）財産（基本金）であり、その内訳項目である基金と固定資産が一致しなければならない理由はない。特に基金は、設備等を取得するにあたり公的助成を受けた補助金を管理し正確に明示することの方が重要であると考え。準則案では、基金には固定資産取得のために助成支援を受けた金額のみを計上することによって、積立金にマイナス勘定が計上されることを回避する。

## ② 経営成績の明示

投資回収をするために固定資産の減価償却費計上、費用の収益対応による適正な期間帰属、収支過不足の場合の繰入金収支を混在することによる業績の不明確になることの回避、収益事業活動への発生主義会計の適用（収支会計から損益会計への脱皮）等、後述するように確立すべきルールが山積している。

## （2） 法人の経営成績の報告

社会福祉法人の事業報告は、前述した通り、法人（総合）会計、本部会計、施設会計、授産会計とに区分されている。法人は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、これらの各会計の決算報告書に財産目録、附属明細書を添付して、事業報告を行う。

さて、授産会計の決算報告書では、貸借対照表、事業収支計算書、繰越金処分計算書がその内容となるが、ここでは、事業収支計算書とその報告形式を明確にしたい。

### ① 経営成績報告書の名称

経営成績の明示方法として、前述したように施設会計と授産会計とをそれぞれ会計単位を区分して各単独報告書の場合と、両者合算報告書の場合とがある。使用されている名称として、収支計算書、事業収支計算書、損益計算書とがある。既存準則の第1条では、「経営成績」を明示しなければならないとうたいながら、授産会計の経営成績報告書には、本部と施設との振替収支も含まれ、減価償却費等の費用の期間配分もない授産施設が多い。施設会計のモデルによる授産会計の経営成績報告書は、現金収支報告書であって、経営成

績を表示していない。しかし、授産施設といえども、法人全体として営利を目的とする企業の発想のみで運営されているわけではないので、企業会計で適用される損益計算書という名称を活用することは適切でない。

通常の授産施設の収支は、措置費等公的助成による福祉事業収入と授産事業による収益事業収入の割合が、10対1～5であるのに対して、福祉工場の収支は、この逆で1～3対10である。しかし、新準則案は、授産施設の収益事業会計にも福祉工場にも適用できるものでなければならない。授産施設の収益事業活動には、補助金収入で取得した機械装置等の償却・廃棄があり、これらの重要な費用配分を組み込む必要がある。

新準則案では、通常の授産施設にも福祉工場にも統一して適用される経営成績報告書として既存とは異なる「事業収支計算書」という統一名称を提案したいと考える。

## ② 経営成績報告書の形態

授産会計における経営成績報告書の形態のほとんどが勘定式報告書である。多くの施設が採用している勘定式は、既存経理規程準則に準拠し、単純に収入欄と支出欄とを右左に分けた勘定式報告書である。本部会計からの繰入金収入・支出も加わるので、管理上は経営成績の報告書としては活用できない。そこで、これを組替えて報告式区分報告書を採用している施設がある。管理上これを組替えないと経営成績の状況が不明確で、その原因分析ができないからである。

新準則案で提案する経営成績報告書の形態は、多くの施設で慣れている勘定式を採用しながら、次ページの通り、事業区分別勘定式報告書の形態を提案したい。

## (3) 複数施設運営の事業報告の形態

社会福祉法人は多様な社会福祉施設を運営しており、入所又は通所する障害者等によって、前述したように適用する法律とその運営を監督する公共団体の監督部署も異なる。そこで、同一社会福祉法人で複数の授産施設を運営している場合に、その施設別に決算報告書を作成することが要求されている。

### ① 障害者の複合作業と同質作業

複数の授産施設を運営している際に、精神障害者と身体障害者との複合作業、身体障害者と重度身体障害者との複合作業を行う場合がある。異なる障害者が、共通の設備を使用し、作業を共同で行っているため、異なる障害者ごとに授産施設の資産・負債と事業収支を個別に区分することに無理があることがある。

また、同じ障害者であるが、同一の建物内で、あるいは建物は異なるが、複数の施設で同一の作業を行い、しかもある特定の授産施設が元受けとなり、他の施設の作業が、100%元受け授産施設からの下請作業であることもある。このような共同で行う同質作業の場合も、障害者複合作業と同様に、異なる授産施設の資産・負債と事業収支を個別に区分することに無理があることがある。



## 事業収支計算書(案)

社会福祉法人〇〇〇

〇〇〇授産会計

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (単位: )

勘定科目	金額	勘定科目	金額
<b>収益事業収支の部</b>			
売上原価		売上高又は受託加工収入	
期首製品たな卸高		内部売上高	
当期仕入高			
当期製品製造又は受託加工原価			
計			
期末製品たな卸高			
販売費及び一般管理費			
収益事業収支差益		計	
計			
<b>収益事業外収支の部</b>			
支払利息割引料		収益事業収支差益	
雑損失		寄付金収入	
		受取利息配当金	
		雑収入	
経常収支差益		計	
計			
<b>特別収支の部</b>			
固定資産売却益		経常収支差益	
固定資産除却・廃棄損		機械設備等整備補助金収入	
収益事業基金繰入		固定資産売却益	
その他の特別支出		〇〇引当金目的外繰戻	
		〇〇積立金目的繰戻	
		収益事業基金繰戻	
当期繰越金		その他の特別収入	
小計		小計	
当期末処分繰越金		前期繰越金	
計		計	

(注)「製造原価報告書」と「販売費及び一般管理費内訳表」を別途作成する。

販売費及び一般管理費内訳表

社会福祉法人〇〇〇

〇〇〇授産会計

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (単位: )

販売費及び一般管理費	金 額
1. 職員給料	×××
2. 職員賞与	×××
3. その他の給与	×××
4. 職員退職金・掛金・同引当金繰入	×××
5. 福利厚生費	×××
人件費	×××
6. 運搬費	×××
7. 旅費交通費	×××
8. 通信費	×××
9. 消耗品費	×××
10. 交際接待費	×××
11. 水道光熱費	×××
11. 保険料	×××
12. 賃借料	×××
13. 消耗品費	×××
14. 減価償却費	×××
15. 貸倒損失・貸倒引当金繰入	×××
16. 雑費	×××
計	×××

② 合算決算報告書の提案

複数の授産施設を持つ大型社会福祉法人の収益事業活動に伴う授産会計の場合には、個別に決算報告書を作成する方法と、共同作業を行っている複数の授産事業を合算して決算報告書を作成する方法との選択適用ができることを、準則案では提案する。

なお、同一作業を授産施設間で元受け、下請の関係である場合、元受け授産施設では「内部外注加工費」が製造原価報告書に計上され、下請授産施設では「内部売上高」が事業収支計算書に計上される。合算決算書の作成には、「内部外注加工費」と「内部売上高」とが相殺表示されることになる。授産施設における収益事業の「売上高又は受託加工収入」の実態を把握する際に、内部取引が二重計上されることを防止しなければならない。

(4) 同一施設内の会計単位

社会福祉法人の既存経理規程準則では、福祉事業活動が中心に策定されているので、本部会計・施設会計に区分している。本部会計とは、法人本部の会計を行い、主として基本財産(土地・建物)を管理し、補助金や借入金の収支の窓口機能を果たす。施設会計とは、所属施設ごとに経理を行い、措置費等の公的資金の管理機能を果たし、一定の勘定科目で処理する(同8条)。

授産施設は、福祉事業活動を支援し、障害者等に生活の場を提供する収益事業活動が伴うことに特性がある。同一授産施設内で、本部会計、施設会計のほかに、授産会計という特別会計が加わることになる。この場合、3会計単位を原則とするが、施設会計と授産会計との「合算決算報告書」を妨げるものではない。この場合、貸借対照表のほか、前述の事業収支計算書には、次のように「福祉事業収支の部」を追加することになる。

事業収支計算書

勘定科目	金額	勘定科目	金額
<b>収益事業収支の部</b>			
収益事業収支差益計		計	
<b>福祉事業収支の部</b>			
委託事務費 委託事業費 利用者負担費 福祉事業収支差益計		委託事務費収入 委託事業費収入 運営費補助金収入 利用者負担金収入計	
<b>収益・福祉事業外収支の部</b>			
経常収支差益計		収益事業収支差益 福祉事業収支差益 計	
以下省略			

(注)「製造原価報告書」と「販売費及び一般管理費明細表」以外に、「委託事務費明細表」「委託事業費明細表」を別途作成する。

(5) 会計単位間の資金移動

会計単位間の資金の一時的資金移動は可能であるが、施設会計からの繰替え使用は、年度内に補填し、毎年度決算上で繰越金又は不足金を、翌年度に繰越すことになる。特に補助金や措置費については、その用途につき一定の拘束がある。本部会計・施設会計について資金移動に縛りがある。また、本部会計の資金不足は、寄付金等で補填されることを原則とするが、寄付金が集まりにくくなっているのが現状である。収益事業活動は、福祉事業活動を支援する為に実施されているので、収益事業の余剰資金を本部会計の資金不足に繰入れることが可能でなければならない。この場合の資金移動の会計処理を明確にしなければならない。

### ①授産会計から本部会計への資金の移動

収益事業活動での余剰資金は、適正な事業収支計算をして、本部会計に貸借勘定を經由して資金を移動することができる。施設会計で資金が必要になった場合でも、授産会計から直接施設会計に資金移動することなく、すべて本部会計を經由して施設会計に資金を移動することとする。なお、授産会計に収益事業活動の結果余剰資金が生じた場合に、資金を授産会計に置かないで、すべて本部会計に集中して資金を管理することも可能である。

### ②本部を窓口とする収益事業関係取引の授産会計への振替

本部を窓口として取得する資産を含め、収益事業活動に関する資産、負債、費用の計上は授産会計に集中することになるが、従来の法人本部が契約の窓口となって取得又は負担するために、これまで本部会計で管理してきた資産又は負債は、当分の間、現実の実務を勘案し本部会計の残高と認める。ただし、授産会計の適正な財政状態および経営成績に不可欠な下記のような取引については、授産会計に振り替えることを、準則案は提案する。

- 機械装置等の取得：収益事業に不可欠な機械装置、車輛運搬具、什器備品等については、補助金収入と借入金を同時に振替え、借入金・自己資金相当分は、減価償却を行う。
- 職員・準職員の退職準備：収益事業に従事する職員等の社会福祉医療事業団等に支払う掛金は当然授産会計の負担（法定福利費又は退職金・掛金・同引当金繰入）になる。

### ③貸借対照表科目

本部会計と授産会計との取引に関する貸借勘定は、本部会計勘定と施設会計勘定、授産会計勘定に統一する。ただし、授産会計には施設会計勘定はなく、本部会計勘定のみを設定する。また、元受け・下請関係にある授産施設間の内部取引で発生する債権債務は、××授産勘定と〇〇授産勘定として処理し、売掛金・買掛金での処理をしない。売掛金や・買掛金は法人外の対外的取引の場合のみに使用する。

また、当該貸借勘定は、流動資産又は流動負債に計上し、残高は借方又は貸方の一方に計上され、借方残高と貸方残高とは相殺される。

### (6) 固定資産の減価償却

収益事業活動に直接関連する固定資産には、製造や外注加工のための機械装置、什器備品、作業員給食等のための厨房設備、営業・搬送等のための車輛運搬具等がある。これらを授産会計に取り込み、投下資金の回収、適正な費用の期間配分、さらに適正な資産価値を表示するために、減価償却を実施する必要がある。しかし、固定資産の減価償却を実施するにあたり、準則案では次のようにルールを提案する。